

## 補助の対象となるための要件

- 大阪市内の住宅の空き住戸において、子どもの安全対策措置工事等所定の工事を含む改修工事を実施すること
- 原則として、昭和56年6月1日以降に着工した建築物であること
- 住戸の専有部分の床面積が40㎡以上であること
- 住戸に台所、水洗便所、収納設備、独立した洗面設備及び浴室(シャワー室を除く。)を備えたもの
- 対象建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令等に適合していること
- 過去に本事業の補助金の交付を受けた住戸でないこと又は他の補助制度により国又は他の地方自治体等から補助を受けていないこと
- 募集開始日から3か月間は、子育て世帯※1又は新婚世帯※2向けに限定し、申請者以外の宅地建物取引業者を通じて募集を行うこと
- 補助金額確定通知日から10年間は、賃貸住宅として管理すること

※1 子育て世帯:18歳未満の子どもがいる世帯

※2 新婚世帯 :ともに40歳未満であり、婚姻届出の後5年以内の世帯又は入居後6か月以内に婚姻届出の予定がある世帯  
(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合及び本市パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けている場合を含む。)

## 補助の金額及び対象工事

補助対象工事費の1/3(補助限度額 1戸当たり75万円)(千円未満端数切捨て)

①バリアフリー改修工事(共用部分を含む。)	手すりの設置/段差解消/エレベーターの設置
②省エネルギー改修工事	居室の窓の断熱改修工事 居室の天井、床又は壁の断熱改修工事 節水型トイレへの取替え
③間取りの変更に係る工事	複数の居室を一体の居室として改修する工事 和室の洋間化等に係る工事 テレワークできるスペースを設置する工事
④設備の新設・改良工事	台所設備の新設・改良/洗面設備の新設・改良/ ユニットバスの新設・改良/収納設備の新設/水洗便所の新設
⑤子どもの安全対策措置	ドアにおける指はさみを防止するための措置 コンセント部における感電を防止するための措置 吊戸棚等における地震対策のための措置
⑥防音性の向上等に係る工事	床の振動対策工事/壁の防音工事/窓の防音工事
⑦防犯性の向上に係る工事(共用部分に限る。)	共用部分の玄関扉にオートロックシステムを設置する工事

～紙面の都合上、省略して記載しておりますので、

詳しい制度内容は、下記の窓口またはホームページでご確認ください～

### 大阪市都市整備局 企画部 住宅政策課 民間住宅助成グループ

住 所 :大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所6階北側

T E L : 06-6208-9226 F A X : 06-6202-7064

受付時間:9時～17時30分

※来庁される場合は事前にご連絡ください。

U R L : <https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000267596.html>

